

有限責任事業組合契約に関する法律(LLP 法)及び施行規則の改正について

平成 18 年 5 月 1 日
経済産業省産業組織課

平成 18 年 5 月 1 日から、会社法及び会社計算規則が施行されることに伴い、以下のとおり LLP 法及び LLP 法施行規則が改正されます。

1. LLP 法の改正について

組合の名称について(第 9 条関係)

商号に関する準用規定が商法第 19 条～第 21 条から、会社法第 8 条へ変更。また、違反した際の罰則準用規定も同時に改正されています(第 76 条)。

組合員の職務代行について(第 23 条関係)

組合員の職務執行の停止及び職務代行者の選任の準用規定について、商法及び非訟事件手続法から、会社法へ変更。

清算人について(第 39 条関係)

裁判所が清算人を選任した場合には、組合員が当該清算人の報酬額を定めることが出来るようになりました(新設)。

解散及び清算について(第 53 条関係)

解散及び清算時の準用規定について、商法及び非訟事件手続法から、会社法へ変更。

組合登記について(第 73 条)

組合の設立や組合契約の変更、組合の解散における登記の一般的事項に係る商業登記法と民事保全法の準用条文を変更。

2. LLP 法施行規則の改正について

会社の計算に係る規程が商法施行規則から、会社計算規則に改められたことに伴い、会計帳簿の作成における準用規定が変更になります(第 7 条関係)

その他、会計帳簿及び財務諸表の記載項目等について、会社計算規則と平仄を取りました。

なお、LLP 法施行規則については、改正後 1 年の間に決算を迎える組合については、従前の計算方法等を使用することが可能となっております(附則参照)。